

輸出貿易管理令 別表第 1 項目別対比表 (該非判定用)

4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品

©CISTEC
2025.11.15施行省令等対応 (1 / 1)

貨 物 名 :
メーカー名 :
型及び銘柄 :

3 の 2 (2) 次に掲げる貨物であつて、 軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に 用いられる装置又はその部分品であるもののうち 経済産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽又はその部分品 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 5 の 2 噴霧乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられ る防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品 9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第 2 条の 2 [第 2 項] 輸出令別表第 1 の 3 の 2 の 項 (2) の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。 四 クロスフローろ過用の装置であつて、 次のイ及びロに該当するもの (逆浸透膜を用いたもの及び血液の浄化を行うために設計したもの を除く。) イ 有効ろ過面積の合計が 1 平方メートル以上のもの ロ 次の(一)又は(二)に該当するもの (一) 定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることが できるもの (二) 使い捨ての部分品を使用するもの 四の二 前号に掲げるものに使用するように設計した部分品であつて、 有効ろ過面積が 0. 2 平方メートル以上のもの	該 当 ○ 非該当 × 対象外 - 【 】 《 》 [] [] [] [] 【 】	] 除外 前号＝ 四号	 数値 () 数値 ()

作成責任者 : (作成年月日 : 年 月 日)
会 社 名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ)
氏 名 _____ 印
電 話 _____

判 定 結 果	☐ 該当 ☐ 非該当
該当項番 ① 輸出令別表第 1 の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []	